

区立児童相談所開設に向けた進捗状況について

区では、現在、令和6年度中の児童相談所開設に向け、各種準備を進めている。ハード面では、令和3年3月より建設工事に着手した。

ソフト面では、今年度より設置・運営計画の策定に向けて検討を行っており、本年6月よりあらたに有識者に参画してもらい、下記会議体を設置し開催した。

会議においては、児童相談所の基本理念や子ども家庭支援センターとの役割分担、関係機関との連携方策等について意見聴取し、その内容をとりまとめ、「区立児童相談所設置・運営計画」を策定する。策定した計画は、東京都との計画確認作業や国への政令指定申請の際に活用していく。

1 会議名

区立児童相談所設置・運営計画検討委員会

2 任期（設置・検討期間）

令和3年度～令和4年度（2年間）

3 構成員

構成員の内訳：委員長1名、委員5名

構成員の専門分野：児童福祉2名、弁護士1名、母子保健1名、社会的養護2名

4 会議スケジュール（予定）

		開催年月	検討項目
令和3年度	第1回	令和3年6月2日	○児童相談所と子ども家庭支援センターの役割分担について ○児童相談所と関係機関との連携について
	第2回	令和3年9月	○社会的養護について（里親支援・フォスティング機関） ○一時保護所について（権利擁護等）
	第3回	令和4年1月	○『区立児童相談所設置・運営計画』（案）について
	『区立児童相談所設置・運営計画』の完成		
令和4年度	調整中（3回程度を開催予定）		

5 令和3年度第1回検討委員会（6月2日開催）の検討項目と主な意見

（議題1）児童相談所と子ども家庭支援センターの役割分担について（別紙1）

〈主な意見〉

- ・ 児童相談所と子ども家庭支援センターは、一体型ではなく併存型のほうが良い。
- ・ 子ども家庭支援センターは親支援に特化した活動をしてはどうか。児童相談所は調査介入、子ども家庭支援センターは親支援と役割分担することで、区民の子ども家庭福祉体制に関する理解がしやすいものになると考えられる。
- ・ 両機関の狭間にケースが落ちないように、区として家庭状況の進行管理を行う必要がある。

（議題2）児童相談所と関係機関との連携について（別紙2）

〈主な意見〉

- ・ 地域で重層的、包括的に支援するためには、要保護児童対策地域協議会の在り方が重要なため、個別に検討したほうがよい。
- ・ 各関係機関が当事者意識を持ってもらう必要がある。

## 1. 区立児童相談所開設に向けた進捗状況

■平成 28 年 6 月の児童福祉法改正により、特別区においても児童相談所の設置が可能となりました。これを受け、区は令和 6 年度の児童相談所の開設に向けて、準備を進めています。

○令和 3 年 3 月より、令和 2 年度までにとりまとめた施設の基本・実施設計をもとに、建設工事に着手しています。

○今年度は、平成 30 年度に策定した「(仮称)品川区児童相談所設置基本方針」の内容をさらに充実させた「(仮称)品川区立児童相談所設置・運営計画」を作成します。

項目/年度	R2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設整備		建築工事	★建物竣工		★開設
児童相談所設置・運営計画		★庁内検討部会設置 設置・運営計画作成			
人材確保・育成		福祉職・心理職等専門職の採用	他自治体児童相談所等への長期派遣研修		
児童相談所設置市事務		★庁内検討部会設置 実施体制の検討			
都との調整			計画確認	業務引継	
政令指定手続き				★政令指定申請	

## 2. 児童相談所の設置・運営の視点（区が目指す姿）

【視点 1】子どもの権利擁護の視点から、区内のすべての子どもの健やかな成長を保障します。

【視点 2】区の多様なサービスを活かし、支援を必要とする子どもと家庭を重層的・横断的に支援します。

【視点 3】地域力を活かした見守りによる児童虐待の未然防止・早期発見を実現し、迅速かつ的確に対応します。

## 3. 児童相談所と子ども家庭支援センターの設置形態および役割分担

### 現状と課題

近年、区の児童虐待相談件数は増加しています。児童相談所、子ども家庭支援センター両機関の役割を明確化し、相互に連携した支援を充実させていく必要があります。

### 対応策

- 区が児童相談所を設置した後も、子ども家庭支援センターを存続させ、児童相談所と協力して子ども・家庭への支援を行っていきます。
- 児童相談所は、強力な法的権限などの高度な専門性を必要とする相談や児童虐待対応など、調査介入型のアプローチを担う機関とします。
- 子ども家庭支援センターは、地域とのつながりを最大限に活かした子育て支援などを担い、養育不安等に対応する、児童虐待の発生予防的な対応を担う機関とします。

### 児童相談所の主な役割

- 児童虐待対応
  - ・専門的相談（医学、心理、精神保健等）
  - ・一時保護、児童福祉施設、里親等への措置
  - ・その他法的権限
- 非行対応
- 「愛の手帳」（療育手帳）の判定
- 社会的養護の体制強化

児童虐待、非行ケースを担当

### 子ども家庭支援センターの主な役割

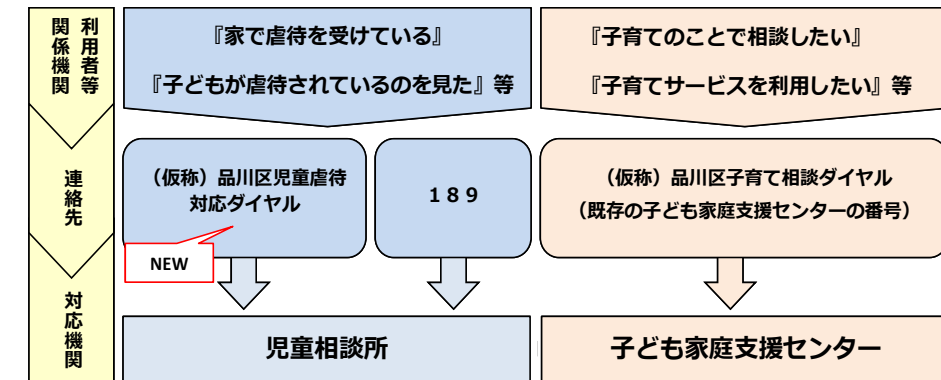
- 育児相談
- 子育て支援サービスの導入（ショートステイ、トワイライトステイ、養育支援訪問等）
- 児童虐待の未然防止
  - ・児童虐待防止の啓発活動
- 地域ネットワークの強化（母子保健、学校等）
  - ・要保護児童対策地域協議会の調整機関

育児相談、子育て支援、見守りを担当

- ◆専門性をもった両機関が役割分担のもとで協力して、子どもと家庭を支援します
- ◆特に虐待対応においては、両機関が協力して、発生後の速やかな対応に努めます

## 4. 相談・通告窓口の整理

- 児童相談所に「(仮称)品川区児童虐待対応ダイヤル」を新設し、子ども家庭支援センターの電話番号名称を「(仮称)品川区子育て相談ダイヤル」に変更します。
- 区民や関係機関が「どこに電話したらよいのだろうか？」と迷うことがないように、児童相談所と子ども家庭支援センター、それぞれの役割分担を明確にして、分かりやすく周知します。



## 5. 面前DVと泣き声通告への対応

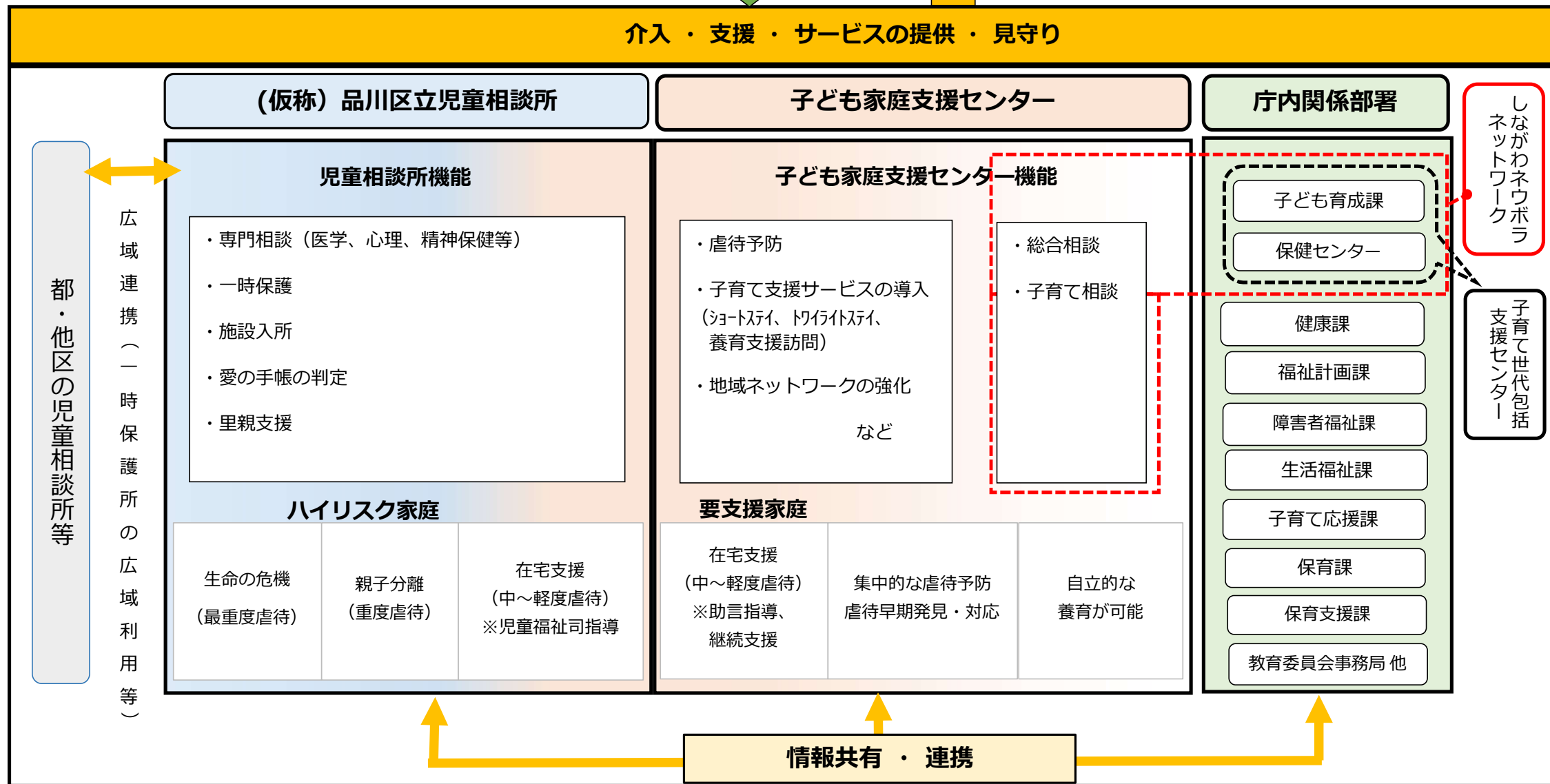
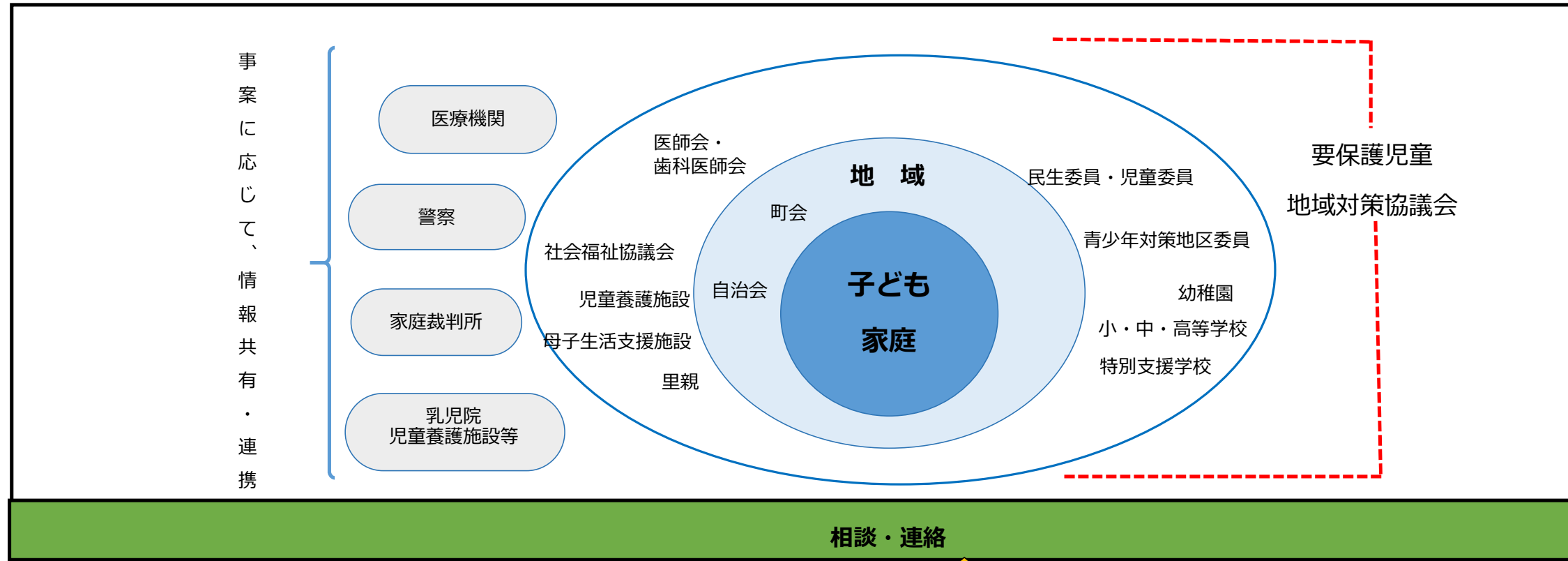
### 現状と課題

増加する面前DVと泣き声通告については、児童相談所から子ども家庭支援センターに送致されています。

### 対応策

- 通告は児童相談所でアセスメントした上で対応し、子ども家庭支援センターにケースを移行することもあります。
- 面前DV案件については、必要に応じて関係部署との連携を密に行います。子どもと家庭に対しての包括的な支援を目指します。
- 泣き声通告等で子育て支援や見守りが必要と判断される案件は、子ども家庭支援センターでのきめ細やかな支援を実施していきます。

# 児童相談所設置後の各機関との連携イメージ



## 庁内関係部署との主な連携

### 母子保健・しながわネットワーク

母子保健事業で得られた情報をもとに、特定妊婦を早期に適切な支援につなげられるように、また、健診未受診等、リスクが疑われるケースに早期に対応できるように、情報共有や連携を強化していく必要があります。

### 福祉部門

子ども・家庭への支援では、家庭の状況や養育機能を総合的に判断して、適切な支援に結び付ける必要があります。児童相談所と福祉部門は必要に応じて情報共有し、時には協働でケースワークをするなど、連携を強化していく必要があります。

#### ○福祉計画課

現在検討中の重層的支援体制整備事業の視点から、地域の相談支援やアウトリーチの実施、多機関協働などを通じて、相談者の抱える複合的な課題に地域全体で対応する取り組みの構築を目指していきます。

#### ○障害者福祉課

児童相談所の開設にあたり、愛の手帳の判定から療育へのつながり、児童相談所が関わる子ども・家庭の福祉サービス利用などについて、障害者福祉部門とともに体制を検討していく必要があります。

### 幼稚園・保育園・学校・すまいるスクール・教育委員会

不登校やいじめ、非行等の課題を抱える子どもについては、児童相談所と各機関が密に情報共有をする必要があります。

支援にあたっては、各関係機関が行う支援内容に矛盾がないよう、定期的な情報提供の場を確保するなど、連携を強化していく必要があります。